

1 この基準は、相模原商工会議所工業部会の工業部会通信 広告掲載取扱要綱第2条に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否の判断を行うものとする。

2 次の業種又は業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行なう施設

3 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
- (2) 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
- (4) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
- (5) 個人の氏名広告
- (6) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
- (7) 非科学的、または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与える恐れのあるもの
- (8) 社会的に適切でないもの
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) あたかも商工会議所が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (11) 出資者、出資金を募集するもの
- (12) 求人に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているもの
- (13) 商品の性質上、消費による事故又は消費者とのトラブルが発生する可能性が高いと判断されるもの
- (14) 他製品との比較広告
- (15) 本事業の円滑な運営に支障を来すもの

(趣旨)

1 このガイドラインは、相模原商工会議所ホームページに会員企業等のバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、相模原商工会議所ホームページ広告掲載取扱要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

2 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(相模原商工会議所ホームページとの区別)

3 次の表現については、ユーザーが相模原商工会議所ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 相模原商工会議所ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「金融相談」など相模原商工会議所を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが相模原商工会議所の事業であると誤認しやすいもの。

(色調)

4 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

5 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。